

**令和 7 年度国際性に富む人材育成事業
グローバル・リーダー育成海外短期研修事業
沖縄県高校生海外雄飛プログラムに係る業務委託仕様書**

1 業務の名称

令和 7 年度国際性に富む人材育成事業グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【沖縄県高校生海外雄飛プログラム】に係る業務委託

2 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 24 日までとする。

3 事業目的

資源が少ない島嶼県沖縄が発展する最大の拠り所は人材であり、高校生は異文化体験を通して視野を広めることにより、21 世紀の振興、学術、文化及び国際交流の推進を担う国際性豊かな人材となることが期待されている。

また、沖縄県は観光立県を標榜し、外国人と接する機会も多く、東アジアを中心として発展するためにもグローバルスタンダードの知的水準を具備した人材育成を長期にわたり計画的に実施する必要がある。

そのため、長期留学とは別に、本事業で目的を絞った分野での短期研修を体験することで、高校生が海外へ踏み出すきっかけとする。

4 予算額（事業委託料）

12,597,000 円以内（税込）

5 事業概要

上記の目的を達成し、グローバルな視点を持った世界で主体的に活躍できるリーダーを育成する基礎作りを図るために、下記短期研修を実施する。

・沖縄県高校生海外雄飛プログラム

（16 日間：アメリカ合衆国ハワイ州へ高校生 20 名、引率 2 名を派遣）

本県と姉妹提携のあるハワイ州へ高校生 20 名を派遣し、ホームステイや現地受入校での異文化体験等を通して国際感覚を養うことに加え、現地視察や大学等での研修を通して観光産業について学び、観光立県を標榜している本県の観光産業へ寄与する人材の育成を図る。

（派遣予定期間：令和 8 年 2 月 7 日（土）～ 2 月 22 日（日）16 日間）

6 積算方法及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出することとし、(12,597 千円(消費税込み))の範囲内で見積もること。

(2) 積算の費目については、概ね以下の内容で提出すること。

①直接人件費

ア 事務局経費

②事業費

ア 研修参加者の選考に係る費用（一次書類選考業務・二次選考試験実施費用、会場費面接委員謝礼、離島からの二次選考受験者〔4 名で積算〕の旅費及び宿泊費もしくは離島での試験実施等）

- イ 研修費用（事前・事後研修、本研修費用、施設入場料、離島からの参加生徒〔4名で積算〕の旅費及び宿泊費等）
 - ウ 派遣期間中の食費・宿泊費・移動費（那覇空港発着で研修に係る部分※離島からの参加生徒〔4名で積算〕については各離島空港から那覇空港までの往復航空運賃及び宿泊費用等）
 - エ 渡航費（沖縄⇄現地間）、派遣期間中の海外旅行保険費用、空港使用税等、ビザ取得費用、PCR 検査、抗原検査等
 - オ 派遣期間中の引率者及び生徒用の通信費
（ポケット Wi-Fi：引率者 2 台、生徒用 2 台（現地研修時に使用））
 - カ 事前・事後アンケート費用、報告書作成費用（提出はデータ（PDF）のみ）
 - キ 現地交流先（ハワイ沖縄連合会・学校等）への記念品代等
 - ク その他必要経費を含む。詳細については協議を行う。
 - ③一般管理費（事業の管理に要する諸経費）
（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10／100 以内
 - ④消費税
- ※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。
- ※事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額（一般管理費は除く）を契約額の範囲内で支払うものとする。
- ※なお、感染症等などの影響で海外派遣できない場合は、代替研修を実施する。

7 令和 7 年度業務委託内容

(1) 研修プログラムの作成 ※【派遣する場合】【代替研修の場合】いずれも作成すること。

【派遣する場合】

- ①アメリカ合衆国ハワイ州でのプログラム実施とする。
（派遣予定期間：令和 8 年 2 月 7 日（土）～2 月 22 日（日））
- ②派遣先受け入れ団体であるハワイ沖縄連合会や国内の関係団体と、日程や費用及び支払いに関するものを調整すること。
- ③研修中の問題解決に努めること。
- ④プログラム内容は、週日の 5 日間程度を現地受入校での学校生活体験、4 日間を本県派遣生徒のみの研修とし、週末はホストファミリーと過ごす時間とする。
- ⑤本県派遣生徒のみの研修は、以下の内容とすること。
 - ア ポリネシア・カルチャー・センターにて言語・文化研修（半日）
 - イ パール・ハーバー国立記念館等にて平和学習（半日）
※令和 7 年度は戦後 80 周年記念事業の一環として同事業を実施するにあたり、平和教育においては、それに係る研修内容であること。
 - ウ ツーリズム研修（半日）
 - エ ハワイ州議会議事堂見学・知事表敬訪問（半日）
 - オ オアフ島にて自然見学・体験学習、または大学等の高等教育機関にて語学研修やグローバルリーダー育成プログラム（2 日）
- ⑥派遣生の宿泊についてはホームステイとする。宿泊日数については各ステイ先において同一とする。引率教諭の宿泊先はホテルとする。ホテル選定の際は周辺の治安も考慮すること。
- ⑦現地での研修及びホストファミリーの確保に関しては、ハワイ沖縄連合会と連携を取りながら進めること（連絡先は後述）。

【代替研修の場合】

- ①自宅または県内研修場所における代替研修プログラムを沖縄ハワイ連合会と連携し作成・実施すること。

研修日程：令和8年1月～2月（土曜、日曜に4～5回程度）

- ②研修内容はオンデマンドまたはオンラインで1日4～5コマ英語で行い、内容は以下のとおりとし、本研修の目標を達成する内容とすること。

ア ハワイ沖縄連合会による講話及びディスカッション

イ ハワイ州観光局によるツーリズム研修

ウ 平和学習及びディスカッション

※令和7年度は戦後80周年記念事業の一環として同事業を実施するにあたり、平和教育においては、それに係る研修内容であること。

エ ハワイ文化研修

オ 現地高校生又は大学生との交流

(2)生徒募集要項作成、参加者募集、選考試験の実施

- ①生徒募集要項の作成 ※県立学校教育課と調整

- ②県内の各高等学校（公立・私立）及び国立沖縄工業高等専門学校へ生徒募集要項の送付と参加者の募集を行う。

- ③募集期間終了後、県立学校教育課へ応募人数等の報告を行うこと。

- ④選考試験の実施については、県立学校教育課と調整の上、実施日等を決定すること。

- ⑤一次試験は書類選考とする。

- ⑥二次試験の内容と選抜方法についても明記すること。二次試験は英語と日本語によるプレゼンテーションや面接等が望ましい。 ※県立学校教育課と調整

- ⑦離島からの応募者については、沖縄本島での試験会場への派遣（旅費等については受託業者負担）又は、現地での試験を実施する。

※なお、感染症等などの影響がある場合は、オンライン面接にて対応すること。

(3)派遣生選考及び選考結果通知

受託者より提供された選考試験データを基に、教育庁県立学校教育課にて参加生徒選考委員会を開催する。選考委員会へは受託業者も参加すること。

（選考の流れ）

- ①一次〔書類〕選考実施後、参加生徒選考委員会（一次）を開催。

その選考結果を受けて一次選考の結果通知（二次試験案内）を受託業者が行う。

- ②二次選考試験実施後、参加生徒選考委員会（二次）を開催。

その選考結果を受けて最終結果通知を受託業者が行う。

※選考委員会へは受託業者も参加すること。

(4)派遣に関わる事前・事後研修の実施

- ①事前研修の内容については、本研修参加に必要とされる知識や技能の習得のための学習、帰国後の研修のまとめや活かし方等の内容で1回につき半日程度、計4回実施すること。

- ②事後研修については、本研修の反省等の内容で1回以上実施すること。

※代替研修の場合は、事前事後研修をオンデマンド及びオンラインで行うこと。

(5)生徒及び引率者の本研修派遣

- ①ホームステイ先の選定については、派遣生の性別と同一の生徒がいる家庭とする。

- ②ホームステイ先の募集・選考等は、ハワイ沖縄連合会と連携して行うこと（連絡先は後述）。

(6) 研修実施後の速やかな実施内容報告（簡易版と正式版）と精算業務の実施

参加者へのアンケート等を実施し、プログラムのPDCAの実施を行うこと。また、国への実施報告（年度末までに）があるために、派遣後すぐに精算報告業務に入る予定である。国への報告業務に係る簡易な報告書とは別に、生徒の帰国報告やアンケート結果等を含めた実施報告書（PDF）を作成し、参加生徒、引率者、県立学校教育課へ提出すること。

(7) その他、事業目的に沿った効果的な研修等の企画提案・実施及び、沖縄県教育庁県立学校教育課の指示に従うこと。

8 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。「契約の主たる部分」

① 契約金額の 50%を超える業務

② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

③ 研修参加者の選考に係る業務

※選考試験に係る試験問題作成料、面接試験委員等については除く

④ 事前事後研修、本研修実施に関する業務

※講師、運営委員依頼等については除く

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

① 現地でのプログラム実施に係る業務

② 航空券等のロジスティクス手配業務

③ ホームステイに関する業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

「その他、簡易な業務」

① 資料の収集・整理

② 複写・印刷・製本

③ 原稿作成・データの入力及び集計

9 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。なお、原則的には月 1 回とし、その他必要に応じて随時実施する。

10 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県教育委員会（県立学校教育課）に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県教育委員会（県立学校教育課）と協議すること。
- (2) 内閣府への実績報告に係る資料等を本年度含め6年間、受託者の費用負担において保管するものとする。必要に応じて、教育庁県立学校教育課へ提出すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては沖縄県教育委員会（県立学校教育課）と随時協議を行い、その指示に従うものとする。
- (4) 業務上知り得た参加者のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じることとする。

12 関係連絡先

- (1) 応募申請及び各種手続きについて

県立学校教育課

担当：大城 直樹（普通教育班）

電話：098-866-2715

- (2) ハワイ州における各種研修内容について

ハワイ沖縄連合会（Hawaii United Okinawa Association）

<https://huoa.org>

担当：ジョン・イトムラ Jon Itomura

住所：94-587 Ukee St, Waipahu, HI, 96797 USA

電話：+1 808-676-5400

※英語のみ対応

※県立学校教育課を通して連絡する必要がある場合は早めに担当者へ依頼してください。